

65歳以上の方の介護保険料について

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しました

令和6年3月、「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(令和3年度～令和5年度)の見直しを行い、「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(令和6年度～令和8年度)を策定しました。

第9期愛西市介護保険料は下記のとおりです。

介護保険料は、本人および世帯の市民税課税と本人の前年中の合計所得金額などを基に段階別に計算します。

改正前 基準額 月額5,500円
(令和5年度)

改正後 基準額 月額5,750円
第9期(令和6年度～令和8年度)

改正前			改正後			
対象者	算定方法		対象者	算定方法	介護保険料(年額)	
第1段階	右記と同じ	基準額 × 0.3	第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.285	19,600円
第2段階	右記と同じ	基準額 × 0.35	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.35	24,100円
第3段階	右記と同じ	基準額 × 0.6	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額 × 0.6	41,400円
第4段階	右記と同じ	基準額 × 0.85	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.85	58,600円
第5段階	右記と同じ	基準額 × 1.0	第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額 × 1.0	69,000円
第6段階	右記と同じ	基準額 × 1.2	第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	82,800円
第7段階	右記と同じ	基準額 × 1.3	第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	89,700円
第8段階	右記と同じ	基準額 × 1.5	第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	103,500円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.7	第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	117,300円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.8	第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	131,100円
			第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	144,900円
			第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	158,700円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 1.9	第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 × 2.4	165,600円
			第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.5	172,500円
第12段階	右記と同じ	基準額 × 2.0	第15段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.6	179,400円

※合計所得金額… 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

なお、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを合計所得金額から控除した金額を用います。

※課税年金収入… 公的年金など税法上課税対象となる年金の収入金額です。障害・遺族などの非課税年金は含まれません。

問 高齢福祉課 ☎(55)7116